



特定行為研修ってどういうもの？

研修を実施する機関

特定行為研修は厚生労働大臣が指定する研修機関で行います。

研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。
研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

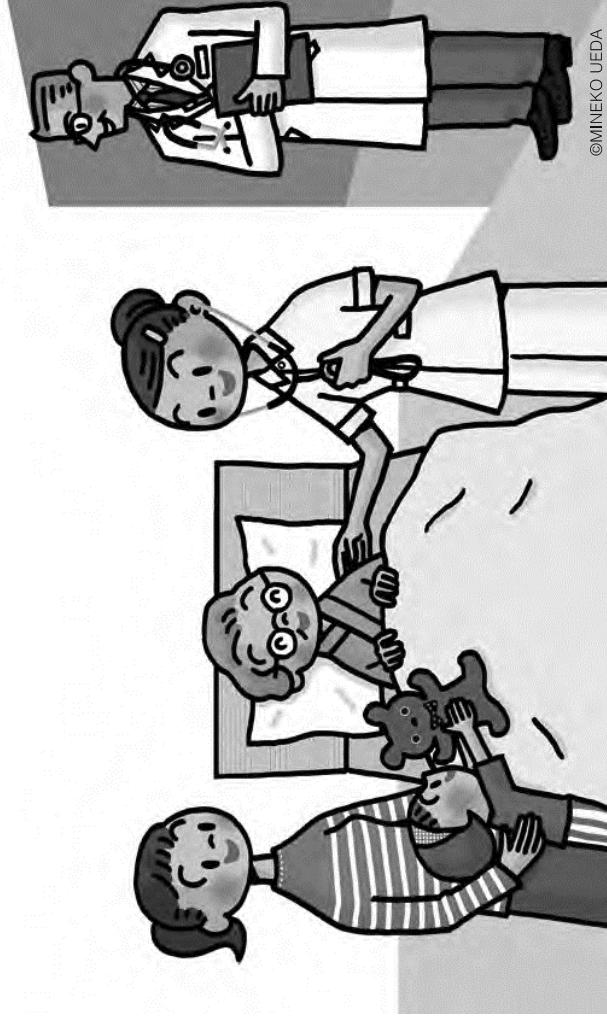
修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。
指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

これから医療を支える

看護師の特定行為研修制度

ご
案
内



©MINEKO UEDA

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：5～34時間

(例)	特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るものの関連)	呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	9
創傷管理関連	創部ドレーン管理関連	34
創部ドレーン管理関連	創部ドレーン管理関連	5
※上記の時間数に加えて、区分に含まれる行為ごとに5～10症例の実習が必要です。		
	合計	250

どこで特定行為研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。



<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00000087753.html>



――「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること――

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為看護」が実践的に行われる機会を確保できるようになります。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけて看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーアクションが可能になります。

特定行為を行ったために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行なうことができるですが、医療機関の皆さまには、特定行為を行なうことができるよう、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年法律第86号)第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるよう配慮をしていただきたいと考えています。
また、看護師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めたいと考えています。

11

医療を支える研修制度

この団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法が一部改正されました。平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

特定行為の実施の流れ ▶ 受講前・後でのように変わります

```

graph TD
    subgraph "特定行為の実施（研修受講前）"
        direction TB
        A[医師  
Aさんを診察後、  
脱水症兆候があれば  
点滴を実施する。  
→看護師  
医師から看護師に  
点滴を実施するよう  
指示。]
        B[看護師  
医師にAさんの状  
態を報告。]
        C[看護師  
Aさんを觀察し、  
脱水の可能性を疑  
う。  
→医師  
医師から看護師に  
点滴を実施するよ  
う指示。]
        D[看護師  
医師に結果を報告。]
    end

    subgraph "特定行為の実施（研修受講後）"
        direction TB
        E[医師  
Aさんを診察後、手順  
書により脱水症兆候が  
あれば点滴を実施す  
るよう看護師に指示。]
        F[看護師  
病状の範囲内  
手順書に示された  
→医師  
医師に報告]
    end

```

「特定行為」について何？

手頭書にて何?

- 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。
 - 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
 - 各医療現場の判断で、具体的な内容を追加することができます。

「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

題項的具體內容

当該手順書に係る特定行為の対象となる患者 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者
診療の補助の内容	以下のいずれかが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる (SpO2、呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下 (GCS○点以下又はGCS○点以上) が認められる
特定行為を行うとともに確認すべき事項	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施 穿刺部位の拍動がしつかり触れ、血腫がない
医療の安全を確保するため医師又は歯科医師との連絡が必要となつた場合の連絡体制	1. 平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する 2. 休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する (結果が出たら速やかに報告)

※ 特定行為以外の診療の補助と同様に、特定行為を行うときには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力勘査率¹⁾、医師・歯科医師が行います。